

## 発達をもつ大人の会 入退会規程

### (目的)

**第1条** この規程は、発達をもつ大人の会（以下「この団体」という。）定款第2章の規定に基づき、この団体の会員の入会及び退会に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (入会)

**第2条** この団体の会員になろうとする者は、所定の入会申込書を代表理事に提出しなければならない。

2 この団体への入会の可否は、次に掲げる基準を基に定款で定める会員資格に応じて代表理事が決定する。

(1) この団体の目的に賛同するものであること。

(2) 一般会員においては、発達障害の診断書を有する者、又は医師による治療を行っている者であること。

(3) 発達障害当事者が正会員を希望した場合、本人の体調や障害の状態によって正会員登録ができないことがあるものとする。

(4) この団体の会員であった者である場合においては、過去において除名の処分を受けたものでなく、かつ現在において未納会費がないものであること。

(5) 暴力団その他の反社会的勢力に属するものでないこと。

3 代表理事は入会の可否を決定したときは、入会決定通知書により、入会申込者に通知しなければならない。

4 前3項の規定にかかわらず、名誉会員の入会については、代表理事が総会に推薦し、本人が入会を承諾することにより成立する。

5 入会者は、会員の種別ごとに名簿に登録しなければならない。

6 入会者は退会届を提出しない限り、翌年も会員を続けることとする。

### (会費)

**第3条** 入会者は、入会后すみやかに会費規程第3条に定める会費を支払わなければならない。（一般会員の会費は無料です。）

2 前項の規定にかかわらず、名誉会員については、入会金及び会費の支払を要しない。

### (報酬)

**第4条** 当団体の会員は会員になることで報酬及び分配金を受けるものではない。

ただし、団体の業務をおこなう場合は労働契約を結び、労働契約書に記載された給与を支払うものとする。

(退会)

第5条 会員は、退会届を提出して、任意に退会することができる。

- 2 定款第12条の規定により、会費請求後6か月を経過しても未納会費があるときその他定款で定める場合には、当該会員は退会したものとみなす。
- 3 会員がその資格を喪失したときは、名簿の登録を抹消する。

(変更)

第6条 この規程は、定款第27条の規定により、総会の決議によって変更することができる。